

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・改善の状況 ・意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市老人福祉センター指定管理業務について	16	③ 指定管理者選定時の収支計画における他会計繰入金の見積・実績比較について		指摘	<p>【現状・問題点】 平成29年度の収支計画上の他会計繰入金金は280万円であるのに対し、平成29年度の実績の法人繰入額は1,381万円と、実績が予算を1,101万円超過している。同様に、平成28年度においても、他会計繰入金金は、計画上では、280万円であるのに対し、平成28年度の実績の他会計繰入金金は1,389万円と、実績が予算を1,109万円超過している。このように、平成28年度、平成29年度ともに、収支計画の他会計繰入金よりも、実績の他会計繰入金金が約1,100万円超過することになった原因は、収支計画の予算の見積りが、適切ではなかったことに起因する。</p> <p>【結果】 予算策定時には、予算策定の基準となる直近の実績はもとより、それ以外にも、予想される支出の増減の影響も加味したうえで、適切な予算を策定されたい。指定管理料の算定についても、適切な積上型の見積支出に基づいて適正に算定されたい。</p>	令和元年度の収支計画は、過年度の実績や今後見込まれる支出の増減等も加味し、数値の積み上げにより予算の計上を行いました。今後とも予算と決算の乖離が少なくなるよう、市所管課とも協議しながら、積算の精度向上を図っていきます。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	50
	22	⑧ 南部老人福祉センターの平成29年度「陶芸入門講座」の会計処理について	イ. 支出項目名と実体の整合性について	指摘	<p>【現状・問題点】 収支報告書では計上されていないが、開催要領で、材料費として参加者から徴収した収入から、講師交通費、卒業研修旅行費、柏窯会への寄付が支出されているが、材料費として参加者から徴収しているにも拘らず、実際には、材料費以外に、講師謝礼及び懇親会費として使用しており、支出の実態が適切に反映されていない。</p> <p>【結果】 追加の講師謝礼や懇親会費は、指定管理の自主事業としての材料費とは認められないため、市社協からの材料費の名目での徴収はするべきではない。必要な支出がある場合には、適切な科目の名称をとられたい。また、今後は、差額が生じないように注意するとともに、残余が生じた場合は、柏窯会への寄付とすることなく、参加者へ返済されたい。</p>	今後、材料費以外の名目で集金が必要な場合は、適切な科目を設定し、差額が生じないように徴収していきます。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	56
	23		ウ. 支出金額の適正性について	指摘	<p>【現状・問題点】 収支報告書では計上されていないが、開催要領で、材料費の講座分担当として参加者から徴収した収入から、釉薬代等を支出しているが、入門講座とサークルの道具代や釉薬等の区分が明確ではないため、当該材料費の金額が妥当であるか検証できない。</p> <p>【結果】 参加者から徴収する材料費のうち、釉薬等の使用に対する支出額が妥当であることを確認できるような管理体制を整えるとともに、適切な金額を材料費として徴収されたい。</p>	釉薬については陶芸講座で使用する分を按分して計算をし、今年度から材料費に加えて適正な金額を徴収することとしました。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	57
	25	⑨ 柏寿荘の平成29年度「陶芸入門講座」の会計処理について	イ. 支出項目名と実体の整合性について	指摘	<p>【現状・問題点】 収支報告書では計上されていないが、開催要領で、材料費として参加者から徴収した収入から、収支報告書には記載されていない講師謝礼の追加、懇親会費が支出されている。このように、材料費として参加者から徴収しているにも拘らず、実際には、材料費以外に、講師謝礼、懇親会費として使用しており、支出の実態が適切に反映されていない。</p> <p>【結果】 追加の講師謝礼や懇親会費は、指定管理の自主事業としての材料費とは認められないため、参加者から徴収はするべきではない。必要な支出がある場合には、適切な科目の名称を使用して徴収されたい。</p>	今後、材料費以外の名目で集金が必要な場合は、適切な科目を設定し、差額が生じないように徴収していきます。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	58
	26		ウ. 支出金額の適正性について	指摘	<p>【現状・問題点】 収支報告書では計上されていないが、開催要領で、材料費の講座分担当として参加者から徴収した収入から、釉薬代等を支出しているが、入門講座とサークルの道具代や釉薬等の区分が明確ではないため、当該材料費の金額が妥当であるか検証できない。</p> <p>【結果】 参加者から徴収する材料費のうち、釉薬等の使用に対する支出額が妥当であることを確認できるような管理体制を整えるとともに、適切な金額を材料費として徴収されたい。</p>	釉薬については陶芸講座で使用する分を按分して計算をし、今年度から材料費に加えて適正な金額を徴収することとしました。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	58
	27	⑩ 南部老人福祉センターの陶芸の窯を焼く場所(窯場)の「空気洗浄」要望について		指摘	<p>【現状・問題点】 南部老人福祉センターの窯場の陶芸釜利用者には放出物の有無に対する不安感が、強く存在する。陶芸窯は市の重要な備品であり、市の備品の管理は指定管理者としての市社協の責務である。現場における不安感に対して適時、適切な対応が求められるものとする。また、市についても、現場に赴き、視察を適切に行い、指定管理者である市社協が適切に管理しているかを監視する責務を適切に果たすことが求められているものとする。</p> <p>【結果】 不具合の陶芸窯を正常に使用できるようにするため、修繕するか、新規で購入するか等について、市社協と市所管課で協議する必要がある。また、空気の洗浄化にかかる参加者からの強い要望に対しては、早急に状況を調査し、参加者が安心して陶芸作業ができるよう市とともに適時、適切に改善策を講じられたい。 市による現場視察については、行政改革推進課作成の現場視察のマニュアルを実情に整合するように修正のうえ、現場視察を適切に行い、適正に監視することに努められたい。</p>	市所管課で専門業者に依頼し陶芸釜の付着物について検査を実施したところ、有害性無しとの結果が出たため、利用者にその安全性について説明しました。 今後、市所管課ではマニュアルに即した現場視察を行うと共に、定期点検の結果等も踏まえて、必要に応じて修繕を検討するなど、市所管課と協議の上、対応していきます。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	58

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市老人福祉センター指定管理業務について	28	⑪ 柏寿荘の講座室のエアコンの交換の処理の妥当性について		指摘	【現状・問題点】 市社協は、柏寿荘の講座室に設置されているエアコン(柏市に所有権がある備品)を平成29年度に取替えた際、市社協の固定資産台帳には計上しないで、修繕費として処理していた。指定管理者においては、修繕費により誤って備品を購入する実務が発生しており、基本協定書第18条第2項の規定の運用では指定管理者の理解を混乱させる実態がある。 【結 果①(指摘)】 市社協は平成29年度で会計処理を行った修繕費としての処理を過年度修正により会計処理上、修正を行い、市社協の備品として、買い替えのエアコンを固定資産台帳に計上する処理を実施されたい。	当該エアコンの会計処理について、修繕費から備品購入費に修正を行いました。また、市社協の備品として、平成30年度に固定資産に計上しました。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	59
	29			指摘	【結 果②(指摘)】 修繕費により備品を購入することは市社協が従うべき社会福祉法人会計ではありえないため、基本協定書第18条第2項の運用上、修繕費の支出と混同して会計処理をすることなく、整備費に属する備品購入費での執行のための予算措置を適正に行われたい。この指摘に付随して、このことについては市所管課の理解を促すことを強く要望する。	今後は適正な予算措置・会計処理に努めるとともに、会計処理については市所管課と共通理解を図ることとします。	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会	59
柏市老人福祉センター指定管理業務に係る市所管課の事務について	36	① 指定管理者候補者の選定に係る収支計画の評価について		指摘	【現状・問題点】 指定管理者候補者の選定に係る5年間の収支計画は適切な計画ではなかったが、指定管理者候補者選定委員会で、市所管課としての説明はなく、結果として指定管理料を精査することなく、収支計画が承認されることになった。 【結 果】 収支計画の評価を行う際、市所管課は、全体の支出項目だけでなく、個々の支出項目の見積金額等についても妥当であるか否かの検討を行い、その旨を指定管理者候補者選定委員会では事実として正確に説明されたい。その際に、今後の指定期間終了時まで、基準となった実績と選定の対象となった指定期間との間で状況の変更が見込まれる際には、そのことも考慮に入れた収支計画となるように市社協に対して適切に指導されたい。	指定管理者の候補者選定に際しては、収支計画の全体計画と合わせ、各支出項目の妥当性についても精査を行い、選定委員会の場でもその妥当性を説明していきます。また、各年度の収支計画作成においても、過年度の実績や今後の計画等を踏まえ、適正に作成するよう指示していきます。	措置等を講じた	高齢者支援課	68
	41			指摘	【現状・問題点】 柏寿荘の陶芸講座室の前の庭は遊休資産となっているが、現時点で市所管課は具体的な対処はしていない。現在のように老人福祉センターの指定管理者に特に将来における使用用途の目的が立たない状況の中でその管理運営を行わせることは市民の用に供することができないという意味で不適切であると考えられる。 【結 果】 市所管課は、行政財産である土地を市社協の提案を審議し、駐車場等としての活用の可能性を含めて具体的な使用計画を速やかに検討されたい。提案が受け入れられない場合、他の行政目的の財産として使用計画を検討されたい。また、行政財産としての使用計画の決定ができないようであれば、普通財産に組み替えて売却等の方向性を定められるよう要望する。	柏寿荘の陶芸講座室の前の庭は、清掃工場の車が頻繁に通行する道路に面しており、安全性が懸念されることから、常設駐車場としての活用は適していないと考えます。今後の利活用については、イベント開催時のスペースや臨時駐輪場等として活用していきます。	措置等を講じた	高齢者支援課	72
	42			指摘	【現状・問題点】 市社協が、柏寿荘に設置されているエアコン(柏市に所有権がある備品)を平成29年度に取替えた際、市所管課は備品台帳上で廃棄処理を行っていない。柏市の備品台帳では平成30年3月26日に廃棄として記載されているが、会計課へ返納したのは平成30年9月14日となっている。 【結 果】 市社協が、柏市所有の備品を廃棄した場合は、少なくとも、該当年度末までに廃棄処理を行われたい。	指定管理者が市の登録備品を廃棄する場合は、速やかに報告するよう指導し、廃棄処理を速やかに行うよう徹底します。	措置等を講じた	高齢者支援課	73
	43			指摘	【現状・問題点】 市社協と市との基本協定書第18条では、市所有の備品の買い替えの場合の取扱いが記不明瞭である。 【結 果】 市所有の備品を、市社協が買い替えを行った場合の規定を明確にするため、第2項の「備品等のほか」という記載を、「備品等の買い替えを含め」という記載に変更するなど、該当規定の記載方法の見直しを行われたい。	市所有の備品を買い替える場合の取扱いについては、消費税率引き上げに伴う基本協定書の見直しと合わせて、記載内容を変更します。	措置等を講じた	高齢者支援課	74
	44			指摘	【現状・問題点】 市所有の備品の取り換えについて、市社協が修繕費の予算から取得した場合があったが、当該備品の取り換えにより購入する備品は、市社協としては、原則として修繕費支出ではなく施設整備費予算の器具及び備品費購入科目で支出されるものである。柏市所有の備品の取り換えに伴う備品の購入支出について、市社協が指定管理料の修繕費予算から支出して取り換える場合の取扱いが、規定上、明記されていない。 【結 果】 市所有の備品の取り換え頻度が低い場合は、修繕費予算を、施設整備費の器具及び備品費に流用対応すると規定上明確化し、取り換え後の管理に合致する方法で会計処理を行うよう指導されたい。また、備品の取り換え頻度が高い場合は、流用対応するのではなく、施設整備費予算として計画的に取得することができよう、指定管理者に収支計画上の措置を行うよう指導されたい。	備品の買い替えの必要性等について予算編成の段階で適切に報告するよう指定管理者へ指導し、市所有の備品の買い替えについては、原則市が予算を計上することとし、計画的に取得していきます。	措置等を講じた	高齢者支援課	74

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市老人福祉センター指定管理業務に係る市所管課の事務について	46	① 現場視察の実施方法について		指摘	【現状・問題点】 市所管課が指定管理者の業務にかかる現場視察を実施するのは、施設等の修理やイベントの開催時などで現場に行く機会に併せて視察を行っているが、モニタリングの適切な実施に関しては、付随的に実施するのが現状であり、その実施手法も市所管課としての一定のルールがあるわけではない。現場視察の際に付随的に実施しているというモニタリングに関しても実施した証跡が残されていない。 【結 果】 指定管理者の業務に対する現場視察については、モニタリング指針を市社協に対する現場視察の状況を加味して修正を加えるなどして活用し、現場視察の品質の保持・均一化を図らねばならない。また、視察結果の妥当性を上長や第三者が査閲できるように文書化を進められたい。	モニタリング指針で定めるチェックリストを活用し、現場視察の品質の保持・均一化を図るとともに、文書で保管を行います。	措置等を講じた	高齢者支援課	75
柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー指定管理業務について	53	① 収支報告書について	ア. 果実還元の対応年度の確認について	指摘	【現状・問題点】 平成29年度の収支報告書における果実還元により取得した備品の報告において、例外的に平成28年度中に取得した備品が含まれていた。 【結 果】 果実還元の実施の有無を判断する年度と果実還元として備品等を取得する年度の区分を明確にし、ルールとしてその取得年度を前倒しする場合には、その許容措置を明記し、許容措置により対応した事実を収支報告書に適正に記載することで報告されたい。	令和元年度に、市所管課と果実還元に関するルール及び許容措置を協議し、明確化したうえで文書化しました。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	95
	54		イ. 果実還元により取得した備品の報告について	指摘	【現状・問題点】 平成29年度の収支報告書における果実還元に関する報告において、果実還元により取得した備品等の支出明細金額が、果実還元額以上の金額として報告されていた。 【結 果】 果実還元を行った場合には、指定管理事業の収支と明確に区分すると共に、果実還元のルールに基づいた金額で対応していることを市所管課に正確に伝達されたい。	平成30年度中に、収支報告書とは別に、指摘事項を修正したうえで、果実還元報告書を作成及び提出し、市所管課に報告しました。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	95
	55		ウ. 果実還元の実施と指定管理事業会計の区分経理について	指摘	【現状・問題点】 平成28年度の収支報告書において、指定管理業務で計上した「事務用消耗品費」と果実還元により取得した備品等の支出額との重複計上があった。 【結 果】 果実還元を行った場合には、一方で指定管理事業収支における「事務用消耗品費」の内容を指定管理者として十分に精査し、適正な区分経理が行われていることを市所管課に正確に伝達されたい。	平成30年度中に、平成28年度の収支報告書を修正し、再提出しました。今後は、重複計上等がないよう、二重チェック等を徹底します。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	97
	56		エ. 清掃委託費の集計誤りに伴う経費の過大計上について	指摘	【現状・問題点】 平成29年度の収支報告書において、指定管理業務で計上した「清掃委託費」に集計誤りがあった。 【結 果】 経理業務における集計ミス等の発生は不可避のものである。ミスが発生することを前提として、それを防止するための検算、関連項目やデータ間の照合、前期比較、二重チェック等の内部統制が必要であり、適正な報告書作成のための体制を構築されたい。	平成30年度中に、平成29年度の収支報告書を修正し、再提出しました。今後は、重複計上等がないよう、検算、前期比較、二重チェック等を徹底します。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	99
	57		オ. 指定管理事業・自主事業・果実還元区分会計報告について	指摘	【現状・問題点】 平成29年度柏市民交流センター等の収支報告書においては、指定管理事業・自主事業・果実還元による収支の各会計の結果が明確に区分して報告されず、指定管理事業にかかる収支として一括報告されていた。 【結 果】 収支報告については、指定管理事業、自主事業、果実還元による収支報告等、明確に会計を区分して報告することが必要であるとともに、例外的な処理(果実還元支出の前倒し処理等)等を行った場合には、説明文等を分かり易く記載すべきである。指定管理者は、このような区分経理や必要な説明文の記載を行うことにより、適正な収支報告書の作成及び説明責任を果たすことに留意されたい。	令和元年度に、平成30年度の収支報告書は、指定管理事業収支報告書・自主事業収支報告書・果実還元報告書に分け、作成し提出しました。今後は区分経理を行い、例外的な処理を行った場合など説明が必要な場合は、記載する等の対応を行ってまいります。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	99
	59		② 事業報告書に記載されている稼働率の目標管理について		指摘	【現状・問題点】 平成29年度の事業報告書において、柏市民交流センター等の稼働率(年間)の数値に報告誤りが生じていた。 【結 果】 柏市民交流センター等の目標管理における目標値の設定に誤った情報を与えていることから、指定管理者は事業報告書の作成及び報告について責任を持っていることを十分に認識し、二重チェックを励行する等、報告書作成の内部統制を整備されたい。	平成30年度中に、平成29年度事業報告書を修正のうえ、提出しました。今後は、二重チェックを徹底します。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体
60	③ 管理業務について	ア. 備品の管理について	指摘	【現状・問題点】 柏市民交流センター等は平成28年5月に開設された新規の施設であり、多種の備品が設置されているが、備品の台帳管理等に不備が見られる。 柏市設置備品(柏市所有備品)はすべての備品に備品番号が付され、実物にラベル表示を行っており、市所管課の要請により共同事業者が年1回の実物調査を行っているが、指定管理者設置備品(「指定管理業務仕様書」にて設置義務のあるもの、共同事業者所有備品)と指定管理者設置備品(共同事業者の判断で設置するもの、共同事業者所有備品)は備品リストの作成はあるものの、実物との照合が可能なラベル表示等が行われておらず、実物調査の実施の証跡もない。 【結 果】 市民サービスに直結する備品として、指定管理者自らで選定する形で取得を委託されている重要な備品等は、台帳(明細)に記載管理すると共に、実物の実在性・機能性について適正な管理を行うことが求められ、柏市設置備品と同等の管理の仕組みを構築されたい。 また、少額な消耗品から重要な備品まで多岐に渡る共同事業者の判断で設置するものは、備品の金額等の重要性に対応して、それらの管理に軽重を設け、備品管理を効果的、効率的に実施することができるよう管理ルールを策定し、運用されたい。	指定管理者の新たな備品の管理ルールとして、「耐用年数2年以上、かつ2万円以上」のものを備品とし、台帳及び備品シールで管理することとしました。また、従前の備品については、備品リストの見直し及びラベル表示等を実施したところであり、今後はリストの適宜更新を実施します。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	103	

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー指定管理業務について	61	③ 管理業務について	イ. 領収書の管理について	指摘	【現状・問題点】 柏市民交流センター等の利用料金(貸館業務)については、その大部分の収入が窓口現金受入れとなっているが、領収書の事前準備、通し番号管理や書き損じの保管がない等、基本的な管理体制が未整備となっており、所定の統制・牽制機能が構築されていない。 【結果】 入金時に発行される領収書が現金取引の証拠として重要な意味を持っており、領収書の意図的な廃棄、改ざんによる簿外入金等を防止するため、領収書の連番管理等を徹底して、領収書の管理体制を見直されたい。	平成30年度中に、領収書の管理体制を見直し、現在は番号管理を行っています。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	104
	62		ウ. 自動販売機について	指摘	【現状・問題点】 オープンスペースに自動販売機が設置されているが、契約締結日が明示されていない、販売価格が一般価格と同等であり施設内設置のメリットがない、自動販売機の販売手数料(収入)の設定率について指定管理者の多施設管理実績が活かされていない、災害支援型の自動販売機が設置されていないという問題がある。 【結果①(指摘)】 契約書においては契約期間の明示もあり、契約内容のものに大きな影響を与えるものではないが、日常の管理業務全般において契約手続の一部が軽視されていることが問題であり、契約書作成に際しては、履行義務等の合意の基準日を明記されたい。	平成30年度中に、契約書の契約締結日を記載しました。今後、契約書の契約締結日の明示を徹底します。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	105
	66		エ. 清掃業務の管理について	指摘	【現状・問題点】 清掃業務について、定期点検及び検査の実施結果報告に証拠(適時の承認行為等の証拠)が残されておらず適切に処理されていない。また、指定管理者の担当者が5Sチェック(整理・整頓・清掃・清潔・躰)や作業記録の確認等を行うものであるが、こちらについては、その実施報告等の証拠が残されていないという問題がある。 【結果】 施設の清掃業務について、確認・チェックに関する報告書については、実態を適正に報告すると共に、その証拠を残すことが必要であると考えます。また、問題の箇所や改善すべき事項を記載するだけでなく、励行すべき事項も記載することで清掃スタッフのモチベーション向上に資することも可能であると考えられる。清掃業務に関し、実態に合わせた実施結果について適時にその承認行為等の証拠を残し、所定の報告・周知を適切に行われたい。	ご指摘のとおりこれまででは、清掃業務の定期点検及び検査については、担当者による現場での確認等にとどまっており、詳細な実施報告等の証拠が残されていませんでした。今後は、清掃業務を所管する安全管理部の指導のもと、証拠を残したうえで、報告を行っていきます。	措置等を講じた	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	106
柏市民交流センター等指定管理業務に係る市所管課の事務について	71	① 柏市民交流センター等の資産について	イ. 固定資産台帳の整理状況について	指摘	【現状・問題点】 柏市民交流センター等の造作設備について、「固定資産台帳」への記載がなされているが、耐用年数が50年と記載されている。耐用年数の意義は、時の経過による資産の使用価値の減少を減価償却費として把握するための基礎値となるものであり、一方資産の将来の取替時期を明示することにより、長期的な資産管理を戦略的に行う基本的データとなるものである。建物躯体ではなく、経済的実態を勘案しても、造作設備の耐用年数を50年とすることには合理性が全くないと考えられる。 【結果】 固定資産台帳の整備が求められる理由は、財務書類作成のための基礎資料であるだけでなく、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった、公共施設等のマネジメントへの活用を意図しているためであり、このような作成目的を踏まえ、資産実態に即した記載を行うことに留意し、耐用年数を再考されたい。	柏市民交流センターの造作設備の耐用年数に関する「固定資産台帳」の記載内容の合理性については、「固定資産台帳」を作成、管理する財政課にて平成30年度に耐用年数の変更を行っております。	措置等を講じた	協働推進課文化課	113
	72		ウ. 柏市所有備品の管理について	指摘	【現状・問題点】 柏市民交流センター内の備品のうち、開設後の年度中に追加で設置した備品(寄贈品等)については、備品の現物納入を口頭で伝達するのみで、書面交付による委託引渡しが行われていない。設置備品は多量に存在しており、追加設置に限らず異動の際に、現物と書面の照合を徹底していない状況下では、重複や紛失を招く懸念がある。 【結果】 備品の異動の際には、書面交付により現物との確認を適正に行うことができるよう徹底されたい。	年度途中に追加設置及び異動する備品が生じた場合は、書面交付を行い、現物との確認を適切に行った上で引き渡すこととしました。	措置等を講じた	協働推進課文化課	115
	74	③ 収支計画書及び事業報告書について	ア. 収支計画書について	指摘	【現状・問題点】 平成29年度の収支計画書の提出に際し、選定提案時の当初収支計画から前年度実績値を基にした収支計画書への見直しについて、市所管課から指定管理者に対して適時の指導が十分ではないと考えられる。収支計画の見直しが適時に行われなかった結果として、平成29年度収支報告においては収支差額が4百万円の赤字であるにもかかわらず、果実還元が3百万円発生するという、共同事業体に過度の負担を強いる結果となっている。 【結果】 年度予算は前年度までの実績を勘案し、現時点における適正な見積を行うべきであり、新規施設にあつては見直しの余地があることを予見し、指定管理者とともに検討する等、実態を反映した適正な対応を実施されたい。	平成30年度の収支計画については、施設の稼働状況がある程度安定してきた中で数値であると判断し、前年実績を考慮した収支計画に補正しました。今後の計画見直しについても、指定管理者とも協議のうえ、適正な時期を判断し、補正指導を行います。	措置等を講じた	協働推進課文化課	116
	75		イ. 収支報告書・事業報告書の検査・分析について	指摘	【現状・問題点】 指定管理者より提出された収支報告書及び事業報告書において、収支計算の誤り、区分会計報告の不備、稼働率集計の誤りが判明しているが、市所管課からの指摘及び修正指導が行われていない。指定管理者より提出された年度の事業報告書及び収支報告書に関する検査・分析手続が不十分であると考えられる。 【結果】 所管課のモニタリングについて、事業報告書及び収支報告書については年度開始前に提出されている事業計画書や収支計画書との整合性や増減比較、また、月次報告書や現地調査における情報との齟齬の有無等を確認されたい。 特に、収支報告は、適正な数値を把握することにより、当該施設の運営状況を分析し、施設の更なるサービスの向上を図ることが可能となり、将来の指定管理料の水準を決定する際の指標になるものであり、様々な誤りや不明瞭な点がないよう指定管理者を指導すると共に、市所管課としても十分な検証を行うことを要請する。	所管課として、施設の運営状況の把握、施設のサービス向上に向けた事業(収支)報告書の精査を行うとともに、指定管理者の報告内容について、計画との齟齬や数値誤り等が発生しないよう、日頃からの確認作業およびチェック機能を強化します。	措置等を講じた	協働推進課文化課	117

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市民交流センター等指定管理業務に係る市所管課の事務について	78	④ モニタリング 証跡について		指摘	【現状・問題点】 モニタリングについて、年度中の具体的な取組は、月次報告書の検査・分析に加え、年2回以上の現地調査が要請されており、市所管課においても施設にて開催される月次定例会時に現地視察を実施しているということであったが、現地視察の証跡がなく、実地調査チェックシートが利用されていない。 【結果】 月次定例会に参加した際に、モニタリング指針に基づく現地調査を行っているのであれば、現地調査の実施証跡を適正に文書にて記録されたい。	平成30年度からモニタリング指針に基づく現地調査の際に、実施証跡を文書により記録、保管するよう改善しました。	措置等を講じた	協働推進課 文化課	119
柏市国際交流センター指定管理業務について	83	① 預金口座の区分 管理について		指摘	【現状・問題点】 現在、指定管理者としての柏市国際交流センターの事業にかかる預金口座については、国際交流協会の独自事業にかかる預金口座とは区分しておらず、両事業の入出金を同一の預金口座として管理している。収支計算においては、収入・支出ともに事業目的に応じて区分管理を行っているが、資産・負債については、これまで区分管理は行っておらず、一括管理となっている。資産・負債、とりわけ資金が区分管理されていない状況下では、収支計算においても区分間違い等が発生しやすい状況にある。 【結果】 資金については、指定管理業務の適切な運営のための有効な内部統制の整備及び運用のため、指定管理業務にかかる預金口座を独自事業と区分して管理する実務を実施されたい。 なお、上記区分管理については、外部監査での指摘後、平成30年12月から新規に預金口座を開設し、区分管理を実施している。	平成30年12月より現金を「指定管理事業用」と「独自事業用」に分け、その後、口座を分けて区分管理を実施しています。翌年2月には収支計算を基に資金を移動しました。また、仮払金・未払金、預り金等その他の資産・負債についても「指定管理事業」と「独自事業」に分けて区分管理を実施しています。	措置等を講じた	柏市国際交流協会	131
					84	② 指定管理業務 の会計と国際交 流協会独自事業 の会計の区分経 理について	指摘	【現状・問題点】 指定管理事業と独自事業の会計区分について、収入・支出の大部分は、いずれかの区分への関連が明らかな内容のものが多く、各部門への区分計上は、概ね適正に集計されている。一方、共通発生費用の按分に際し、すべての費目を職員の業務従事割合により配分を行っていた。共通発生費用の主たる費用が人件費（職員給与・臨時職員給与・法定福利費）であることから、他の費目についても同じ比率で配賦計算を行っていたものである。しかし、人件費以外の費目については、その発生態様が異なることから、職員の従事割合による配賦は合理性に欠ける面がある。 【結果】 指定管理事業と独自事業の両事業に経費等を配賦する際には、その配賦計算に際しては、それぞれの費目の発生態様に応じ、適切な按分基準を設定し配賦計算が行われたい。	人件費以外の費用については、それぞれの発生態態に応じて「指定管理事業用」と「独自事業用」に個別に分けて区分処理をすることとした。消費税についても、計算基礎となる収入を「指定管理事業」と「独自事業」に分けて計算し区分しています。
	85	③ 領収書管理に ついて		指摘	【現状・問題点】 現在の窓口入金業務において発行する領収書の管理方法には、内部統制上整備を要する問題が内在している。 【結果】 一般に現金受入れ業務においては、入金時に発行される領収書が現金取引の証跡として重要な意味を持っている。特に、連番管理や書き損じ保管が行われない環境においては、領収書の意図的な廃棄、改ざんによる簿外入金等の危険性が存在する。そのようなリスクを防止するため、領収書の管理体制を見直されたい。 なお、領収書管理については、外部監査での指摘後、平成30年11月より領収書の連番管理を実施している。	領収書については平成30年11月より「指定管理事業用」と「独自事業用」に区分し、更に用途別に領収書を分けて領収書Noを打ち、「領収書管理受払表」を作成して管理しています。また、書き損じの領収書についても切り離しをしないで、斜線を引き、領収印部分を切り取りそのまま領収書（控え）に綴っています。	措置等を講じた	柏市国際交流協会	132
					86	④ 事業報告書に ついて	指摘	【現状・問題点】 国際交流協会は柏市国際交流センターの平成30年5月提出の「平成29年度事業報告書」において、指定管理業務の実施報告を行っているが、その中の外国語講座について、参加人数の集計誤りが生じていた。 外国語講座の年間収入は全収入の中で最も大きな事業収入であり、平成29年度実績で120万円が計上されている。当初の受講者延人数では収支報告書の収入120万円と大きく不整合となる点にも留意すべきであった。 【結果】 事業報告書の作成・報告に際しては、適正に報告するための内部統制を整備し運用することが重要である。数値の集計に際しては、二重チェック等の体制はもちろん、関連する指標等の整合性を確認する等、正確な報告書の作成開示ができる体制を整備されたい。	平成30年12月に事業報告書を修正しました。使用許可決定通知書や、外国語講座の受講者数（語学別、レベル別）の確認については、二重チェックの体制を取り、今後は計算誤りの無いよう、万全を期していきます。
	87	⑤ 収支報告書に ついて		指摘	【現状・問題点】 国際交流協会は、柏市国際交流センターの平成30年5月提出の「平成29年度収支報告書」において、予算と実績の比較による報告を行っている。しかし、比較対象としている「予算」が、事前に提出されていた「平成29年度収支計画書の数値」と相違しており、適正な報告がなされていない。 指定管理料については、指定管理者選定の提案時の収支計画に基づき決定されており、国際交流協会の適正な見積が求められるものである。しかし、その後の状況変化により、予算の見直しや補正が生じることは不可避であり、その点で、国際交流協会が所定の時期に補正及び指定管理料の変更申請の手続きを行っていることは評価できるものである。しかし、年度報告において、途中経過の予算案をもって予算実績比較を行っており、適正な報告となっていない点に問題がある。 【結果】 収支報告における予算と実績の差異内容の報告は、当初予見できなかった事象の把握と今後の対応の検討、また、実績集計の誤り等の発見・把握のために不可欠の情報となっている点を踏まえ、適正な対応関係にある予算と実績の対比を行うことができるよう、それらの作成については慎重に行われたい。	事務局内の情報共有の不備不足が原因と考えられ、担当窓口を整理し、情報を一本化することで誤りを防止し、更に最終的に他の事務局員が関連するデータの総合的なチェックを行うことなど、適正な収支報告を作成する体制を整えました。	措置等を講じた	柏市国際交流協会	133

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市国際交流センター指定管理業務に係る市所管課の事務について	92	① 指定管理者の預金口座管理について		指摘	【現状・問題点】 国際交流協会の指定管理業務と独自事業については、預金口座の区分管理が行われていない、この点については、指定管理業務開始当初、市所管課より区分管理の要請をするが、対応が進まず現在に至っている。 【結 果】 預金口座の区分管理に関して、指定管理者に対して単に区分管理を口頭で要請するだけでなく、区分管理の必要性・重要性を踏まえて管理手法を提示する等、適正な運営のための積極的な指導を行われた。 なお、上記区分管理については、外部監査での指摘後、平成30年12月から新規に預金口座を開設し、区分管理を実施している。	預金口座の区分管理につきましては、国際交流協会が、平成30年12月から「指定管理業務用」と「独自事業用」に分け、区分して管理しています。今後、市としても預金区分の適正化等について確認、指導していきます。	措置等を講じた	協働推進課	140
	93	② 指定管理者の区分経理の確認について		指摘	【現状・問題点】 国際交流協会の指定管理業務と独自事業については、区分経理が行われているが、市所管課はこの区分経理の内容について特別の確認を実施していない。その結果、預金口座の区分管理が行われていない問題が見逃されている。 【結 果】 市所管課は、国際交流協会の預金口座の区分が行われていない状況を認識しており、区分経理のミスや経費の付替えのリスクを懸念すべきであり、リスクの内容により踏み込んだ検証を行われた。	国際交流協会の預金口座の区分については、リスクを軽視していたため適正な管理ができていませんでした。現在は区分して管理していますが、正確な事業費把握等のためにも、区分経理ミスや付け替えなどのリスクを勧奨し、適正に確認、指導していきます。	措置等を講じた	協働推進課	140
	94	③ 事業報告及び収支報告の検査・分析について		指摘	【現状・問題点】 国際交流協会の事業報告書及び収支報告書について報告内容に誤りが生じていたが、市所管課からの指摘及び修正指導が行われていない。国際交流協会より提出された年度の事業報告書及び収支報告書に関する検査・分析手続が不十分である。 【結 果】 年度の事業報告書及び収支報告書については、年度開始前に提出されている事業計画書及び収支計画書との整合性の検証、増減比較、分析の実施、併せて、月次報告書や現地調査における情報との齟齬の有無等を確認することが重要である。また、事業報告書に記載の情報と関連する収支報告書上の数値との整合性についても留意されたい。	国際交流協会の事業報告書及び収支報告書に関する検査、分析手続きにつきましては、まず国際交流協会には報告内容の確認を重ねて行うよう指示しました。今後、市所管課としては、提出された事業報告書及び収支報告書については、事業計画書及び収支計画書との比較による検証や分析、また月次報告書等との数値の整合性を確認するなどの対応をしていきます。	措置等を講じた	協働推進課	141
	95	④ モニタリング証跡について		指摘	【現状・問題点】 適切な管理運営状況の確認、サービスの質の確認、安定的な管理の確認を目的として、市所管課による指定管理者のモニタリングが要請されている。柏市指定管理者制度モニタリング指針においては、実地調査チェックシートの提示もあるが、利用されておらず、現地視察の証跡が残っていない。 【結 果】 月次定例会に参加した際に柏市指定管理者制度モニタリング指針に基づく現地視察を行っているのであれば、たとえ問題とすべき事項がない場合であっても、現地視察の実施証跡を適正に文書に記録されたい。	施設の適正な管理運営状況の確認を行うために現地視察を行ったときは、月次定例会と兼ねて行った場合にも、指定管理者制度モニタリング指針に基づき、適正に文書に記録します。	措置等を講じた	協働推進課	141
アミュゼ柏指定管理業務について	101	② 指定管理者が購入した施設備品の管理について		指摘	【現状・問題点】 指定管理者が購入したアミュゼ柏の備品については、市所有の備品とは区別して、「備品台帳(アクティオ購入分)」に登録し、管理している。 しかし、監査人がサンプルで実地棚卸を実施したところ、個体識別のための番号シールが貼付されていないため、台帳との照合が容易でない等の問題点が発見された。 【結 果①: 指定管理者(指摘)】 アミュゼ柏管理運営業務仕様書には「指定管理者は、指定管理者の所有に属する物品についても、柏市財務規則に準じて管理するものとします。」と規定されていることから、例えば下記のような対応により備品の管理レベルの向上に努められたい。 ア. 備品台帳に記載された資産に固有の番号を付番の上、同一番号のシールを備品現物に貼付するといった個体管理方法を導入する。 イ. 備品の異動があった都度備品台帳を更新する。なお、備品の受入れについては指定管理者自ら購入した備品のみならず、贈与により受け入れた備品も含める。また、定期的に実地棚卸を行い、台帳と現物の差異を適時に把握し、適切な対応を行う。 ウ. 職員の快適な執務環境を整備する上で私物の提供が望ましい場合には、私物である旨がわかるようなシールを貼付する。 【結 果②: 市所管課(指摘)】 市所管課は指定管理者の所有に属する備品についての実地棚卸の実施とその結果の報告を要求すること等により、市所有の物品と同レベルの管理が行われているか確かめられたい。	備品については、個体管理ができるよう台帳に基づき管理番号シールを貼りました。また、備品の新規購入や贈与、廃棄等があった場合にはその都度台帳の更新を行うこととし、実地棚卸については、定期的に(年2回)行うこととします。 毎月の定例会議においても備品に関する状況報告をしていますが、今年度より10万円以上の備品購入については、市所管課に事前協議することとします。	措置等を講じた	ASTN共同企業体	154
	102			指摘	指定管理者所有の備品については、市と同様に備品台帳を作成して管理しています。今後、定期的に実地棚卸の結果を把握し、適正な備品管理を行っていきます。	措置等を講じた	地域支援課	154	
アミュゼ柏指定管理業務に係る市所管課の事務について	109	② 使用不可能になった市所有備品の取扱いについて		指摘	【現状・問題点】 アミュゼ柏の地下倉庫を視察したところ、使用不可能になった大量の古い椅子や机等の市所有備品が廃棄処分されることなく、長期間放置されていたが、市の備品台帳からも廃棄する手続が必要である。 【結 果】 使用不可能になった備品については、規則に基づき廃棄処理の手続を行い、定期的に廃棄処分を行われた。	指摘を受けた備品については、財務規則に基づき今年度中に処分します。今後とも、定期的に確認し、使用不可となった備品は処分していきます。	措置等を講じた	地域支援課	165
	118	⑨ モニタリングに係る実地調査について		指摘	【現状・問題点】 柏市指定管理者制度モニタリング指針では、指定管理者実績評価シートの評価項目を基本的に実地調査を年に2回以上実施することとしている。 アミュゼ柏における過去3事業年度の実地調査の状況について確認したところ、実施していない年度や、実施が1回に留まっている。また実地調査チェックシートを保存していない年度等があり、実地調査チェックシートを作成している年度においても、自主事業に関するチェック項目がなかった。モニタリング指針によれば、実地調査等により具体的な自主事業の内容や得られた効果について把握するよう努めることが求められているため自主事業についてもチェック項目に追加する必要があると考える。 【結 果②(指摘)】 また、実地調査チェックシートは、調査実施の記録として担当内で活用することが求められているため、保存期限内は適切に保管されたい。	実地調査チェックシートは、実地調査後も報告書とともに適切に保管します。	措置等を講じた	地域支援課	172

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市民文化会館 指定管理業務につ いて	129	① 事業報告書に ついて	ウ、稼働率の算定 誤りについて	指摘	【現状・問題点】 平成29年度の大ホールについて、稼働率の算定過程を確認したところ、平成29年8月の稼働率の算定を誤っていた。 【結果】 施設の稼働率は、数値目標として掲げているものであり、施設管理において重要な指標であるため、指定管理者はその集計・開示にあたっては、算定過程を二重に確認する牽制手法等により算定誤りを防止するよう留意されたい。	今後、副所長及び所長の二重チェックを徹底し算定誤りを防止します。	措置等を講じ た	ASTN共同企業体	196
	131	② 収支に係る経 理事務について	イ、前納利用料金 を含めた本事業 管理費の算出 について	指摘	【現状・問題点】 柏市民文化会館では、平成27年度に指定管理者制度を導入しているが、平成26年度に市が収納している平成27年度分の施設利用料金収入(以下「前納利用料金」という。)について、平成27年度の指定管理者の収支計画は直接経費として計上するよう市から指示があった。そのため、当該前納利用料金に対しても本事業管理費率を乗じており、その金額についても当該指定管理業務が負担する本事業管理費に不当に加算されている。 【結果】 指定管理業務が負担する本事業管理費を算定する際には、当該指定管理業務が本来負担すべきでない項目は除外されたい。	新たに5年間の指定期間の開始となった平成30年度については、当該前納利用料金に対しての本事業管理費率を乗じていません。今後も本事業管理費を算定する際には、当該指定管理業務が本来負担すべきでない項目は除外します。	措置等を講じ た	ASTN共同企業体	197
	132		ウ、収支報告書の 利用料金の集計 誤りについて	指摘	【現状・問題点】 指定管理者は、収支報告書に記載する利用料金収入について、月次で作成している利用料金年計表をもとに収支報告書に転記している。平成29年12月において月次処理後に、施設利用者へ65千円の過剰請求があったことが判明し、月次の利用料金年計表を減額修正しているが、当該修正が収支報告書に反映されていない。 【結果】 収支報告書については、月次資料等の根拠資料と照合し、集計誤りがないことを確認されたい。	収支報告書を提出する際には、月次資料と照合し、集計誤り等がないことを確認します。	措置等を講じ た	ASTN共同企業体	198
	135	③ 貸館事業につ いて	ウ、予算管理につ いて	指摘	【現状・問題点】 指定管理者は、各事業年度の収支計画を作成しており、収支実績と比較して予算実績差異分析を行っている。平成27年度は人件費の実績が計画を大幅に超過しているが、指定管理者は、第1期指定期間の1年目ということもあり、人員計画の見通しが甘く、舞台技術職員を増員したことによるものであると分析している。しかし、平成28年度及び平成29年度においても収支計画を見直していないため同様に人件費の実績が計画を大幅に超過している。 この点、収支計画は少なくとも年度ごとに見直す必要がある。また、当初提案書における人員計画が合理的であったのかについても検証する必要がある。さらに、当該超過分について、指定管理料の積算上は考慮されていないため、指定管理者が負担するのか、市が負担するのかについても双方で協議する必要がある。 次に、指定管理者は本事業管理費について、計画値を実績値と同額としている。本事業管理費については、個別の事業で負担すべき額を客観的に測定することが困難であるため、収支計画上は、指定管理事業の直接経費予算に本事業管理費率を乗じることで算定している。しかし、計画値と実績値が同額ということはないため、当該取り扱いは収支実績を歪めているものとする。 【結果】 人員計画の見込み違いによる計画の見直しや本事業管理費等の実績値を算定するなど、収支計画の適正な見直しや収支の予算実績管理の適正な実施により、より実態に合った収支計画及び実績管理を行い、市所管課へ予算実績管理の報告を実態に即して適切に行われたい。	平成30年度については、指定管理者の再選定後であったため、予算については前期までの実態を踏まえて見直しを図りました。今後も当初予算との変動が想定される場合など、より実態に即した収支計画の策定及び実績管理を行っていきます。 また、本事業管理費については、その積算根拠及び実績を収支報告書とは別に市に報告することとします。	措置等を講じ た	ASTN共同企業体	200
	137		オ、指定管理者所 有の備品台帳へ の重複登録及び 登録漏れにつ いて	指摘	【現状・問題点】 指定管理者は、柏市民文化会館業務等仕様書「17物品の帰属等(6)」に準拠するため、指定管理者として取得した備品を備品台帳に登録して管理している。しかし、当該備品台帳と現況についてサンプルをとって照合確認したところ、同一の資産を重複して備品台帳に登録しているケースや、反対に、取得した備品が備品台帳に登録されていないケースがあった。原因としては備品台帳に購入日付や購入金額の記載がないこともあり、備品取得に係る経理処理と備品台帳への登録処理が紐付けられていないことが考えられる。 【結果】 備品取得時に経理処理と備品台帳への登録を紐付けるなど、備品台帳への登録を正しく行うための体制を整備された。	備品取得時にダブルチェックによる備品台帳への記入及びラベルが剥がれないような登録番号の貼り付けに留意しています。また、備品台帳に購入日及び購入金額を記載するよう事務を改善し、備品の登録を適切に行っていきます。	措置等を講じ た	ASTN共同企業体	202
138	③ 指定管理者の モニタリングにつ いて	カ、指定管理者所 有の備品の現況 調査について	指摘	【現状・問題点】 柏市では、市が所有する備品の現況調査について柏市財務規則第282条において規定している。また、業務仕様書「17物品の帰属等(6)」において、指定管理者は、指定管理者の所有に属する物品についても、柏市財務規則に準じて管理することが求められている。 指定管理者は、備品台帳への重複登録や登録漏れが生じているが、毎年の現況調査でも当該不備を発見・修正できていない。 【結果】 備品の現況調査については、その実効性を確保する必要がある。備品台帳への重複登録や登録漏れがないよう、また、備品台帳への登録漏れを発見できるような内部統制の構築を目指して、組織的で実効性のある備品管理を行うための現況調査実施マニュアル等を整備された。	月次報告の際に市所管課に提出する備品購入一覧と備品台帳とを突き合わせ、備品台帳への重複登録や登録漏れを防ぎます。また、市の備品管理総括部署が作成するマニュアル等を活用することで、現況調査を適切に行っていきます。	措置等を講じ た	ASTN共同企業体	203	
147		ア、実地調査につ いて	指摘	【現状・問題点】 指定管理者制度モニタリング指針では、実地調査を年に2回以上実施することとしており、実地調査は、指定管理者実績評価シートの評価項目を基本に指定管理者の業務全般について調査するものとされている。 柏市民文化会館では実地調査を実施していない年度や実施が1回に留まっている年度、また実地調査チェックシートを保存していない年度等があり、実地調査チェックシートを作成している年度においても、自主事業に関するチェック項目がなかった。モニタリング指針によれば、実地調査等により具体的な自主事業の内容や得られた効果について把握するよう努めることが求められているため、自主事業についてもチェック項目に追加する必要があるものと考えられる。 【結果②(指摘)】 また、実地調査チェックシートは、調査実施の記録として担当内で活用することが求められているため、保存期限内は適切に保管されたい。	実地調査チェックシートは、実地調査後も報告書とともに適切に保管します。	措置等を講じ た	地域支援課	215	

平成30年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	管理 番号	中項目	小項目	指摘/ 意見/ 提案	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	監査対象部署 /指定管理者	報告書 ページ
柏市民文化会館 指定管理業務に係 る市所管課の事務 について	154	⑤ 指定管理者の 経理について	イ. 前納利用料の 概算計上額と実 績額の差額につ いて	指摘	<p>【現状・問題点】 平成27年度の施設利用に係る施設利用料のうち、過年度に市が収納している金額(以下、「前納利用料金」という。)があるため、当該前納利用料金は指定管理者へ引き継がないため、想定される前納利用料金相当額を必要経費に含めて指定管理料を提案するよう募集時の業務仕様書に記載している。 また、想定される前納分の利用料金相当額については、平成26年度予算において平成27年度使用の使用料収入を8,990千円で計上している旨を、市から参考として示している。 ここで、募集時の仕様書には前納利用料金は指定管理者には引き継がない旨の記載があるが、実際には収支計画の必要経費に含めることで、指定管理料に含めて市から指定管理者に受払いがなされることになっている。 しかし、指定管理者は市が示した参考数値を根拠に8,990千円を経費に計上して指定管理料を提案したところ、実際には前納利用料金は11,110千円であったため、差額の2,120千円については、指定管理料に含められず指定管理者の負担となっている。なお、平成27年度において利用料金の実績収入額が収支計画における収入額を1,779千円だけ超えたため、当該超過額の2分の1に相当する額として889千円が計算上、市に対する利益の還元額と算定された。その際に指定管理者は市と協議のうえ、889千円については上記前納利用料金の差額に充当することで市への納付をしていない。そのため2,120千円のうち889千円については結果的に精算されているものと考えられる。平成28年度及び平成29年度は利用料金の収入額が収支計画における収入額を超えなかったため、残りの1,230千円については精算されていない。</p> <p>【結 果】 前納利用料金の実績が概算額を超えた部分について、指定管理者の負担とすることには合理性がないため、当該差額に関して精算手法等を協議し、合意のうえ精算されたい。</p>	直営時から指定管理者に引き継がれた前納利用料金の概算額超過分について、指定管理者と協議し、精算の取扱いについて合意しました。	措置等を講じた	地域支援課	220
	158			指摘	<p>【現状・問題点】 公有財産建物台帳に「警備員室」が登録されている。しかし、当該財産については、指定管理者制度導入前に廃業済みということであった。 柏市財務規則第224条で「財産管理者は、その所管に属する公有財産について、定期又は臨時に次に掲げる事項を調査し、適正な管理に努めなければならない。」と規定し、第5号において、「柏市公有財産台帳副本(第261条に規定する台帳副本をいう。)と公有財産の現況との照合」を規定している。しかし、市所管課において当該現況調査は実施していないということであった。 また、同規則第262条において「財産管理者は、その所管に属する公有財産について異動があったときは、その都度、柏市公有財産台帳副本を整理するとともに、公有財産異動報告書に関係図面を添えて財産担当課長に報告しなければならない。ただし、この場合において、所管換、所属換、種別替、用途変更、用途廃止にあつては、当該決議書の提出をもって異動の報告に代えるものとする。」と規定しているが、当該整理についても行われていないものと判断される。</p>	公有財産の管理や異動の報告に係る規定について、再度確認を行いました。また、指摘のあった「警備員室」については、公有財産台帳から削除しました。今後は公有財産に異動等が生じた場合、速やかに事務処理を行うとともに、現況調査の結果を踏まえ、適切に財産管理を行います。	措置等を講じた	地域支援課	225
	159			指摘	<p>【結 果①(指摘)】 公有財産について、柏市財務規則によると現況調査を定期的又は臨時に行うことになっているため、まず、当該規定を認識されたい。</p> <p>【結 果②(指摘)】 また、上記の事例のように指定管理者制度導入前に既に廃業済みであるという認識と実際に公有財産台帳に登録されている事実とが矛盾する状況があり、適正な財産管理を行う上で現場の現況を十分に調査し、その結果を踏まえて実態に合った財産管理を行われたい。</p>		措置等を講じた	地域支援課	225
	160			指摘	<p>【現状・問題点】 指定管理者制度導入前から小ホールホワイエで使用している回転式椅子セットについて、備品台帳に登録されていない。また、備品台帳に記載されている備品についても指定管理者制度導入当初よりその所在が不明となっているものがあつた。 備品の管理については、その取得時期や金額に応じて市と指定管理者とで責任分担しているため、本来は指定管理者制度導入時に現物と台帳の突き合わせを行うことによりその責任を明確にしておくべきものであつた。</p> <p>【結 果】 現在の備品管理の状況については、備品の登録漏れや所在不明等のような内部統制上のリスクが顕在化していることを市所管課は十分に認識し、備品の効果的な管理のためにも網羅的に現況調査を行い、不用品の廃棄に関する手続を実施されたい。</p>	これまで適切な引継ぎ等が行われず、結果として備品が適切に廃棄等されていなかったことから、改めて備品の保管状況を確認しました。これにより使用不可と判明したものは、令和元年度に廃棄します。	措置等を講じた	地域支援課	225
⑧ 市所有の備品 の管理について	161	イ. 市所有の備品 台帳への登録に ついて	指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度に大ホールの舞台上手倉庫の改修工事を行っており、同時に移動式階段を取得している。市所管課の地域支援課では、当該移動式階段を「柏市市有建築物維持保全実施要領」第7条第2項の規定に基づき、「主管課執行の修繕履歴」に「大ホール下手倉庫改修」として登録しているが、備品台帳には登録していない。</p> <p>【結 果】 平成28年度に実施された大ホールの舞台上手倉庫の改修工事により取得された移動式階段については備品台帳に登録されていないため、現物や機能性を維持管理すべき備品としても重要であることを十分に認識して、備品台帳に登録し適正に管理されたい。</p>	当該課としては設備として認識していますが、その形状等から財務規則によると備品に該当すると思われることから、今年度備品登録します。	措置等を講じた	地域支援課	226	
	162	ウ. 市所有の備品 の現況調査につ いて	指摘	<p>【現状・問題点】 市が所有する備品の調査について柏市財務規則第282条第2項において規定しており、柏市民文化会館では、同調査は業務仕様書「17物品の帰属等(5)」に基づき、調査自体は指定管理者が実施しているものの、一般備品調査表の作成及び同調査表の会計管理者への提出は所管課である地域支援課が行っている。 しかし、(i)一般備品調査表ではチェックマークがついているものの現物の所在が不明であるケースや(ii)現物があるにもかかわらず一般備品調査表にそもそも載っていないケースがあつた。 特に(i)については、そのほとんどが指定管理者制度導入時点で既に所在不明であった資産が市の管理台帳に登録されたままになっているものと考えられる。しかし、基本協定書第17条(備品の取扱い)において、指定管理者の責めに帰する事由により市所有の備品が滅失したときは指定管理者がその損害を賠償することとなっているため、実態のある現物調査に基づき市と指定管理者とで所在不明資産の責任について合意しておく必要がある。</p> <p>【結 果】 市所有の備品の現況調査については、現況と会計管理者への提出資料が整合しておらず、調査が形骸化していると考えられる。備品管理の信頼性を確保するためにも、柏市財務規則に則り、改めて現況を調査したうえで、現況に合うように備品台帳の根本的な整理を行われたい。</p>	これまで適切な引継ぎ等が行われず、結果として備品が適切に廃棄等されていなかったことから、改めて備品の保管状況を確認しました。今後も財務規則に基づき対応していきます。	措置等を講じた	地域支援課	227	